

山形市立西小学校PTA専門部運営規程

第一条 この規程は、山形市立西小学校PTA規約第十七条の規程に基づき、専門部の運営に必要な事項を定める。

第二条 規約第十三条に規程した各専門部は、次に掲げる業務を分担する。

一 広報部

- (一) 会報発行に関する事
- (二) PTA活動の情報発信に関する事
- (三) 関係資料の収集に関する事
- (四) その他必要な事

二 生活指導部

- (一) 校内外生活の指導に関する事
- (二) 交通安全に関する事
- (三) 町区こども会育成会との連携に関する事
- (四) その他必要な事

三 保健環境整備部

- (一) 健康増進に関する事
- (二) 体育的行事に関する事
- (三) 保健衛生の推進に関する事
- (四) 校舎内外の環境整備に関する事
- (五) その他必要な事

第三条 各専門部は、各学年PTA委員及び教職員をもって構成する。

第四条 各専門部には、部員の互選による部長一名、副部長二名をおく。但し、副部長の一名は教職員とする。

第五条 部員の任期は一ケ年間とし、再任を妨げない。

付 則

この規程は昭和五十一年五月十五日に制定し、昭和五十二年四月一日から施行する。

規程一部修正 平成十年四月一日

付 則 (平成二十二年十一月二十五日改正)

本規約は、平成二十三年四月一日より施行する。

付 則 (令和四年五月十日改正)

本規約は、令和五年五月十一日より施行する。

付 則 (令和七年四月二十六日改正)

本規約は、令和七年四月二十七日より施行する。

山形市立西小学校PTA表彰並びに慶弔慰に関する規程

一 表 彰

1 教職員が通算七カ年以上就任した場合は、本会を退会する時に永年勤続者として感謝状を贈呈する。

2 特別功労者及びその他の表彰該当者については、理事会の決議により感謝状を贈呈する。

(一)PTA常任理事(教職員を含む)を三カ年以上(連続、断続を問わず)務め、本会を退会する時は、(一時もしくは永久を問わず)特別功労者として表彰する。

(二)教職員が本校を最後に退職する時は、年間を問わず教育功労者として表彰する。

(三)右記一・二は、重複して授賞しない。

(四)物品の寄贈に関しては、およそ、二〇、〇〇〇円相当以上の物品、もしくは、教育的価値の高いものを受けた場合に感謝状を贈呈する。

3 右の表彰は、原則としてPTA総会当日に行う。

二 慰 謝

1 教職員の転出及び退職の場合は、餞別五、〇〇〇円を贈呈する。

三 慶 弔 慰

1 教職員結婚の場合は、金五、〇〇〇円のお祝いを呈する。

2 教職員死亡の場合は、理事会の決議により弔慰を表する。

3 会員(保護者)が死亡した場合は、金五、〇〇〇円の香典を呈する。

4 児童が死亡した場合は、金一〇、〇〇〇円の香典を呈する。

5 その他特別な場合は、理事会の決議による。

付 則

1 本規程は時勢事情に応じ、具体的には理事会が時宜に適した処置によって運営されるものとする。

2 本規程の適用が急を要し、理事会の決議を待つことができない場合は、本規程の範囲を甚だしく越えない程度において、会長の決裁を得て運用し、事後承認を得るものとする。

3 本規程は、平成七年四月一日から適用する。 規程一部改正 平成十九年四月二十一日

4 付則 (令和四年五月十日改正) 本規約は、令和四年五月十一日より施行する。